



議案第六十五号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の  
一部改正について

次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十年」を「五年」に改める。

十年以上十五年未満	一五〇〇〇〇円
	一三〇〇〇〇
	一二〇〇〇〇
	一一〇〇〇〇
	一〇〇〇〇〇

を

五年以上十年未満	七〇〇〇〇円	十年以上十五年未満	一五〇〇〇〇円
	六〇〇〇〇		一三〇〇〇〇
	五五〇〇〇		一二〇〇〇〇
	五〇〇〇〇		一一〇〇〇〇
	四〇〇〇〇		一〇〇〇〇〇

に改める。

別表中

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、昭和五十四年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。